

「豊前国司年表」考証

若 杉 昌 昭

豊前国司については、「大日本史」・「太宰管内志」・「豊前志」・「新日本史」や「中世史ハンドブック」・古野務氏の作成した国司表など多くの研究があるが、これらに掲載された国司を確認するとともに、新しく発見した国司を追加して、国司表を作成しなおしてみた。国司制度の変化をみるために、「大日本史」によると、豊前国司（豊前権掾）の名称は明徳元年（一三九〇）までみえ、鎌倉時代以降国司の実体がどのようになったかを確認する必要があるが、ここでは平安時代を主体とした。なお、奈良時代については「大分県史」古代篇Iで検討したので姓名だけをあげておく。

豊前守に任命されても着任しなかったと思われる国守の出現は、弘仁三年（八一二）の永原朝臣最弟麻呂と翌年の平野王からである。豊後国で着任しなかった国守は大同三年（八〇八）の文室真人正嗣、弘仁二年（八一一）の安倍朝臣真直からであるので、赴任しない国司の出現は、豊前・豊後国とも時期を同じくする。平安時代のごく初期に国司制度の大きな変化が生じている。

又、大同～弘仁年間の豊後国の場合には、守が赴任しない時は介が、介が赴任しない時には守が下向して実務が行われていたと思われ、豊前国では、承和年間（八三四～八四七）に守も介も赴任しなかつたため権掾である丹墀真人時永が実務を行つたと思われる時期がある。據に実権が委ねられるのは、その後延喜十三年（九一三）権掾八多直臣が八幡宇佐宮の修造の責任

者となってはいることからもうなずける。しかし、元慶三年（八七九）豊後守藤原朝臣智泉が主張したように、後になると守に権力を集中する体制がとられる。

國守の専任が行われるようになると、豊後國の場合は現地の支配者が大介というかたちで現われるが（長元九年大介紀朝臣が初見）、豊前國の場合は一人も確認できなかつた。八幡宇佐宮の管理という、豊後國とは違う事情があつたため、豊前國には大介が置かれなかつたのではあるまいか。

このように、國司を一人一人確認していくことにより、國司制度の変遷がわかる。以下豊前國司年表を示す。しかし、史料に掲載されている人物をそのままあげたものもあり、まだ充分な検討が済んでないので誤りがあるかもしれない。これからは研究の課題としたい。先輩諸氏の御教示を仰ぐ所存である。

なお、出典略称は次の通りである。

年号	守	介	掾	目	出典・その他の
養老					
四年					
五年	宇野首男人				
六					

豊前國司年表

神
龜

天
平

天
平
勝
寶
寶

天
平
寶
宇

五四三二元八七六五四三二元元〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二元五四三二元七年
年年

大伴宿禰百世

藤井連毛人

奏子虫

託託
大(神龜元年)

万葉集六の九五九年
※養老四年からだと在任期間は長す
ぎる

寧遺(一〇・一〇・三)

上
築下毛
都郡郡郡郡
大擬擬擬擬
楷領領領領
田膳佐勇紀宇
京仲東伯山伎
勢東人右美呂
麻呂

統(一八・九・二〇条)

統(天
平
二
一
二
五
二
条)

統(六・四・朔条)

統(八・正・二二条)

統(元・九・四条)

統(元・三・二六条)

統(元・八・二一条)

統(元・一・十九条)

託・東大寺要錄・石清水文書による。

託・目は託・石清水文書による。

統(五・三・五条)

統(六・九・一三条)

大小目あり(統宝龜
六・三・二二条)

統(九・二・四条)

統(一一・一七条)

統(一一・三・一七条)

(員外介)
河原連渡津

(員外介)
秦忌寸広人

(員外介)
河原連犬養

山田連韓国

紀朝臣馬發

中臣習直朝臣阿曾麻呂

呂

多治比真人豐浜

(和氣清麻呂)

弓削宿禰鹽麻呂

日下部宿禰雄

安倍朝臣草麻呂道

安(阿)倍朝臣御縣

佐味朝臣伊與麻呂

大中臣朝臣弟成

藤原朝臣河王

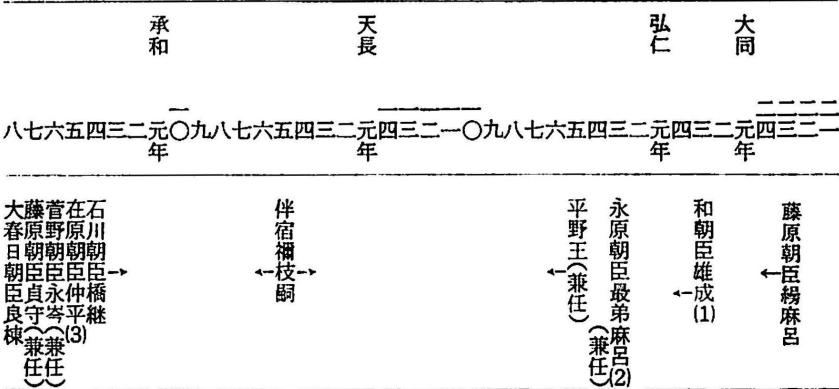
○九八七六年四月三二一〇九八七六年四月三二元年一〇九八七六年四月三二元年二元年八七六年
延天曆心

天平神護
神護景雲

宝龜

天平神護

神護景雲



小野朝臣木村

賀茂縣主立長(4)

(田河郡司)

続後後後後 八七六五 正正正一 一三一・二 三〇一・二 条条条条	三代格 (牧宰事祥二年三月八日条所引天 長五 逸史(卷三六・天正五年四月八日条)	日後(三・正・一四条) 日後(元・正・二八条) 日後(三・正・一二条) 日後(四・正・一〇条)	日後(三・正・二二条) 類國(四・二・三条)日逸(四・二・三条)
---	---	--	-------------------------------------

元慶

貞觀

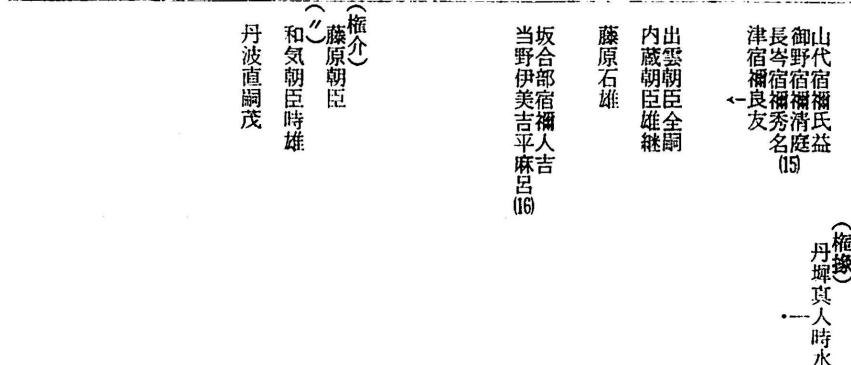
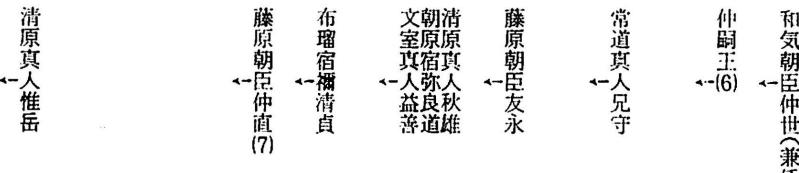
天安

齊衡

仁寿

嘉祥

五年三二元八七六五四三二一〇九八七六五四三二元二元三二元三二元三二元三二元三二一〇九年



(權大目)
大石林繼也(2)

三四(一・正・二條)

三四(一・正・二條)

三四(一・正・二五條)

三四(正・二三條) 三四(正・七條)

三四(一・正・一四條)

文(二・正・一五條)
文(二・正・一五條)
文(三・五・一三條)
文(三・五・一三條)

統後(三・正・一五條)
統後(三・正・一五條)
統後(三・正・一五條)
統後(三・正・一五條)

統後(八・正・二五條)
統後(九・正・二五條)
統後(九・正・二五條)
統後(九・正・二五條)

四四

三(七・一)・二八条)

仁和

寛平

昌泰

延喜

一一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二元三二元九八七六五四三二元四三二元八七六年
年

橘朝臣貞樹

藤原興範
藤原朝臣會

藤原

藤原朝臣是房
(8)

藤原泰房

(權)
八多有臣

(權)
藤原國前守利(2)

(大目)紀

(少目)
藤原連房繼

大(寛平元年正月任)

「京寺緣事抄」(一・二・二七)(〃)(〃)(〃)

除目大成抄(昌泰元)、大(昌泰元)

託(延喜一九年)、大(延喜一九年)

「京寺緣事抄」(一・二・二五)(〃)(〃)

應和 天德 天曆 天慶 承平 延長
元四三二元〇九八七六五四三二元九八七六五四三二元七六五四三二元八七六五四三二元二
年 年 年 年 年 年

(橘仲遠
樞守)

(藤原為輔
兼任)

元紀略(元
八・二)、
補(一・正・三〇)
(豐前志所引百鍊鈔
抄)

長保	長徳	正暦	永延	寛和	永觀	天元	貞元	天延	安和	天禄	康保
二元五四三年	二元五四三年	二元元年	二元二年	二元二年	二元五年	二元二年	二元二年	二元三年	二元二年	二元四年	二元三年
光輔	(前守) 藤原朝臣經理	源朝臣謙					(藤原輔道)				
(前守) 藤原朝臣惟方	秦宿禰諸忠	上野	(權介) 菅原朝臣為忠								
不知山長松 (大、長保元年三月)	(前守) 藤原朝臣惟方	大中臣	(前守) 長尾勝忠								
大神			(天元二年)除目、正暦四年	・二・一四	三五六号	(天元二年)除目、正暦四年	・六・一〇	平遣三	二・十訓抄(第一〇)	不詳	補(永祚二年藤原在國の條)、古事談(第二〇)今鏡(卷九)、※年月
本世(五・四・一〇条)尊卑分脈(經理豐前守)	託(一・一〇・三)、大(永延一年一〇月) 介據も託(一・一〇・三)に依る。		(天元二年)除目、正暦四年	・二・一四	三五六号	(天元二年)除目、正暦四年	・六・一〇	平遣三	二・十訓抄(第一〇)	不詳	補(永祚二年藤原在國の條)、古事談(第二〇)今鏡(卷九)、※年月
長徳二年大間書(一・正・二五)			(天元二年)除目、正暦四年	・二・一四	三五六号	(天元二年)除目、正暦四年	・六・一〇	平遣三	二・十訓抄(第一〇)	不詳	補(永祚二年藤原在國の條)、古事談(第二〇)今鏡(卷九)、※年月
元年三月)	大(長保元年三月)、豊前志(外記局所引)		(天元四年正月)	・二・一四	三五六号	(天元四年正月)	・六・一〇	平遣三	二・十訓抄(第一〇)	不詳	補(永祚二年藤原在國の條)、古事談(第二〇)今鏡(卷九)、※年月

永承 寛德 長久 長曆 長元 万寿 治安 長和 寛弘

元二元四三二元三二元九八七六五四三二元四三二元三二元四三二元八七六五四三二元四三年
年 年 年 年 年 年 年 年 年

豐原原宿方
時方(9)

宗岳朝臣為成

三船正利（大・長保三年八月）

依智袞官憲兼倫²²（除目大成抄）

大(寛弘元年七月)

下毛郡司膳助頬(權記)・長保六年三・三毛

条鏡(四・四・一五)

天理図書館所蔵文書「宇佐八幡遷宮記」
庄四
二
二
二
大(長元四年二月)
金三

應德 永保 承曆 承保 延久 治曆 康平 天喜

二元三二元四三二元三二元五四三二元四三二元七六五四三二元五四三二元七六五四三二年
年 年 年 年 年 年 年

(豐前々司安定)

保 貞

義任朝臣

令宗朝臣業任

(豐前介)

(豐前権介)

権據貞恒

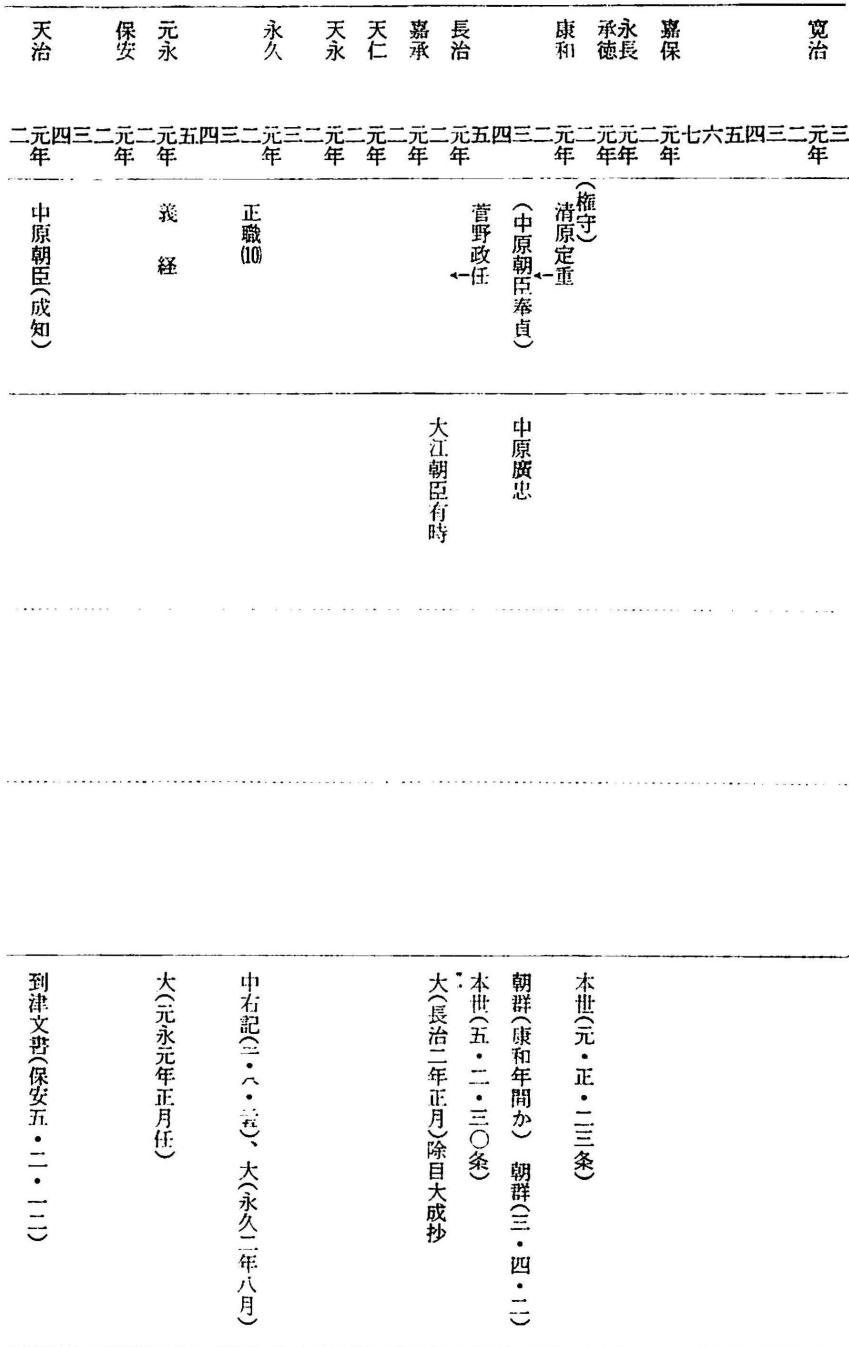
帥記(元・五・二八)

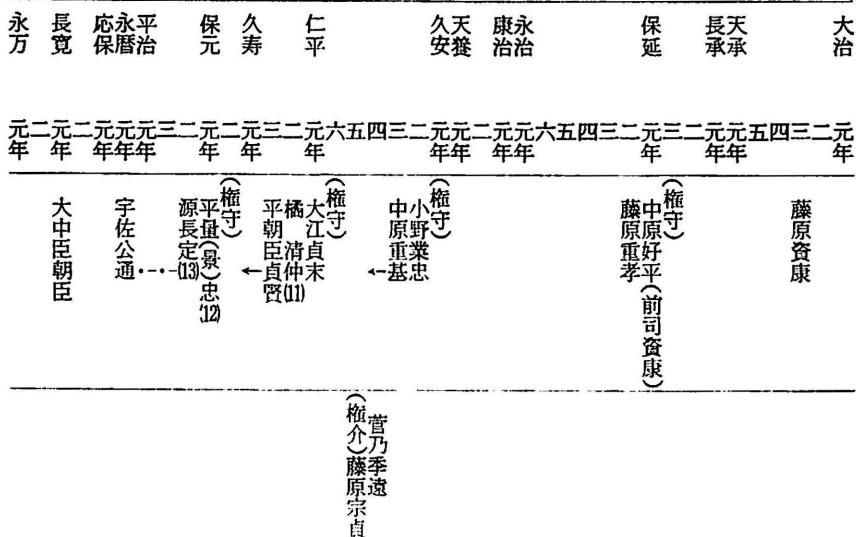
除目大成抄

大(延久四年任)

鏡(角田庄康平六年八月)
除目大成抄 鏡(康平七・四・八)

鏡(津隈庄康平四年)
鏡(金庄康平元年三月)、大(康平元年三月)





鏡 國々 散在 常見 名田 長寛 元年 六月)	大山兵兵類 保 治元 年 九 月)	大(仁平 年)、 除目 大成抄 (仁平 年)	本世 (二 正 二 八 条)	大大 (保延 元年 正月)	大大 (保延 元年 正月)
		本世 (二 正 二 八 条)	本世 (二 正 二 八 条)	長秋記 (元・八 ・四 条)	長秋記 (元・八 ・四 条)
大 山 兵 兵 類 保 治 元 年 九 月)	大 山 兵 兵 類 保 治 元 年 九 月)	大(仁平 年)、 除目 大成抄 (仁平 年)	本世 (二 正 二 八 条)	大大 (保延 元年 正月)	大大 (大治 三年正月)
		本世 (二 正 二 八 条)	本世 (二 正 二 八 条)	長秋記 (元・八 ・四 条)	長秋記 (元・八 ・四 条)

五
一

三善知行(四)
中原久盛(兵三・五・一三条)

八・山兵(三・三・五・一・三・三)条兵(三・二・二・一・三)大・新日本史(元・四)

豊前権守	(豊前守・司光季)	藤原朝臣成光	(前豊前守能業)	源朝臣兼盛
（権介）	（権介）	（権介）	（権介）	（権介）
藤原忠清	(大治承二年正月)	（権介）	（権介）	（権介）
（権介）	（権介）	（権介）	（権介）	（権介）
中清原助忠	(大治承二・壬午・四年正月罷)	（権介）	（権介）	（権介）
（権介）	（権介）	（権介）	（権介）	（権介）
中大原朝臣盛康	(19)	（権介）	（権介）	（権介）
中大原朝臣盛倫	(信)	（権介）	（権介）	（権介）
（山一）	（山一）	（山一）	（山一）	（山一）
（壬午・七）	（壬午・七）	（壬午・七）	（壬午・七）	（壬午・七）

〔藤原忠清（大治承二年正月）
清原助忠（大治承二・壬午、四年正月罷）
中原朝臣盛康（大治承二・壬午・七）
大原臣倫（大治承二・壬午・七）
清原宗兼（山一・壬午・七）

文治元年	永和二年	養壽	承治	元安
元年	年	年	年	年
元年	年	年	年	年
元年	年	年	年	年
元年	年	年	年	年

文治

（在國司）源有資

清原實俊
(20)

(権介)

大(建久四年正月)
益永文費(建久六年五月)
大(建久七年一二月)

承建永	元年
建暦	元年
二年	元年
三年	元年
四年	元年

(豊前々司藤原資能)

大川文書、尊卑分脈、益永文書(嘉禎二
年・一〇・一四)・兵
(同)

四三二二元年

藤原教隆

大(建永年九元月任)

(1) 和朝臣雄成

『国史大系』『日本後紀』には「従五位下和朝臣雄成為豊前」¹⁾とあり、校訂者は欠字の部分に「守」の字を当補している。位階が従五位下であることから妥当であると思われる。又『豊前志』は日本後紀に言うとして「和氣朝臣雄成」と和氣の姓においているが、『続日本紀』『日本後紀』には和(やまと)と称す氏族が存在しており、『豊前志』のように和氣とするのは無理である。

(2) 永原朝臣最弟麻呂・平野王

『日本後紀』によると、弘仁三年正月十二日、永原朝臣最弟麻呂が諸陵頭で豊前守を兼任している。翌年には平野王が侍従で豊前守を兼任する。それぞれ諸陵頭・侍従が本官であるので、豊前國に下向してないと思われる。豊前國では弘仁年間に赴任しない国司が現われたことになる。

(3) 在原朝臣仲平

『続日本後紀』によると、承和五年(八三八)十一月二十日に豊前守任官、翌年正月一日駿河守となる。同日、菅野朝臣永寧が豊前守を兼任しているので、在原仲平の在任期間は一ヶ月に満たない。この在任期間から判断して、彼は豊前國に下向しなかったと思われる。

(4) 菅野朝臣永岑

「続日本後紀」によると、承和六年（八三九）正月十一日豊前守となるが、「主殿頭斎院長官如故」であり、同七年正月三十日主殿頭で伊予介に任官している。同日藤原朝臣貞守が春宮亮で豊前守を兼任しているので、在任期間は約一年であるしかし「兼豊前守」と明記しているので豊前国には下向してないと思われる。

(5) 藤原朝臣貞守

「続日本後紀」によると、承和七年正月三十日春宮亮で豊前守を兼任、翌年正月十三日春宮亮で信濃守を兼任し、同日大春日朝臣良棟が豊前守に任官している。約一年の在任期間があるが、兼任であるので豊前国には下向してないと思われる。

(6) 仲嗣王

仲嗣王の豊前国在任中であろうか、「続日本後紀」嘉祥二年（八四九）三月八日条に
大宰府言。豊前国解僕。長官若次官一人。任中一二度。被_レ聽_ト取_レ海路_一入京。以_レ弁_シ濟雜務_上者。勅依請。但令_レニ任用之官堪_レ事者_一入京。^ト自余管内諸國亦准_レ之。

とあり、豊前国司の解文に備うとして、長官次官が雜務を弁済するため海路で入京することが認められ、大宰管内がこれに準ぜられたとある。国司制度の一つの変化がみとめられる。このことは、二一年前の天長五年（八二八）四月八日の豊前守伴宿禰枝嗣の解状にもみえる（「類聚三代格」「日本逸史」）。しかし、この時は大宰府に届け出て、大宰府が必要と認めた時には任中一・二度入京をゆるすということであり、まだ大宰府の主体性が残っている。

(7) 藤原朝臣仲直

豊前権介から豊前守に昇進した例である。「三代実録」によると、貞觀九年（八六七）正月七日豊前権介の時從五位下を叙位され、同十二日に豊前守に任命される。從五位下を叙位された直後に守に任命されており、まだ官位相当制が行われていたことが知れる。彼はその後、元慶二年（八七八）七月一日大宰權少式に昇進した。

(8) 藤原朝臣是房

「宮寺縁事抄」によると、藤原朝臣是房は八幡宇佐宮の修造に關して介藤原泰房等から訴えられ、延喜十三年（九二三）二月十四日逃亡したため、権掾八多有臣が修造の専当になったとある。ただ、この史料は延喜十三年で八幡宇佐宮式年造営が述べられており検討の余地がある。しかし、この時期は守に権力を集中するため、守と介以下の対立が表面化する時で、介が守を訴えることや、権掾八多有臣を修造の専當に任じていることは現地の有力者を任用してその勢力を利用したと思われ、当時の社会情勢に付合する内容であり、信用していい史料ではなかろうか。また、掾が実務を行う例は承和九年（八四二）の丹波真人時水などがある。この「宮寺縁事抄」によると、藤原朝臣是房は豊前国に下向した國守となる。

(9) 藤原時方・豊原宿禰時方

「大宰府・太宰府天満宮史料」にのる天理図書館所蔵文書（寛治八年宇佐八幡遷宮記）によると、天長三年十一月十五日大宰権帥源道方が八幡宇佐宮仮殿遷宮を行っているが、その時豊前守藤原時方が列参している。この史料によると國守藤原時方は豊前国に下向していくことになる。しかし「宇佐大鏡」や「大日本史」によると翌天長四年豊前守豊原時方の名がみえる。「宇佐大鏡」では角田莊、勾金莊が豊前守豊原宿禰時方の時に相伝立券されたとあるが、豊前国に在任していたかどうかは不明である。一年違いで、豊前守に藤原時方、豊原時方かおり、「藤」と「豊」の一字を除くと他は全く同じなので、同一人物かもしれない。「宇佐大鏡」の原本写真をみると、はつきりと「豊」と読めるので天理図書館所蔵文書を確認する必要がある。だが原本の書き違いも考えられるし、又、「豊原」を名乗る氏族も存在することも確かであるが、「尊卑分脈」には藤原・源・平氏の時方はいるが豊原時方の名は記載がない。

(10) 正職

「中右記」によると、豊前守正職が大宰府を経ず直接上洛したことが問題となっている。その原因是弥勒寺講師目代僧が神人五六百人を率いて正職を凌駕し国印を奪取し目代を拷したためである。国司と弥勒寺との紛争、或いは国守が許可なく

上洛するなど国司制度の混れがみえる。

(1) 橘清仲

「山槐記」所引除目部類によると、仁平二年（一一五二）正月十七日より除目が行われ、二十八日に「今夜除目入眼也」とあって豊前守橘清仲が載せられている。『山槐記』には同二十二日にみえるので、橘清仲は仁平二年正月の除目で豊前守に任命されたとみて間違いはない。ところが、『本朝世紀』によると、同年八月、赴任の途中「河尻辺」で死去したとあり、豊前守橘清仲は在京国司ではなかつたことがわかる。ただ赴任の時期が問題である。一月に任命され、赴任途中に死去するのが八月だから、着任までに少なくとも七か月は要している。奈良時代の例でみると、天平十年（七三八）八月十五日付で豊後守に任命された小治田朝臣諸人は、豊後国に着任するのに約七〇日を費やしている（『大分県史』古代篇I）。小治田諸人の時と比べると、橘清仲は七か月以上も費やしているのである。しかし、「延喜交替式」によると、遠国での装束假を四〇日から六〇日に延ばし、長官には一二〇日を上積みしている。「延喜式」での豊前国→平安京間は上り三〇日、下り一五日である。税の運搬行程であるので参考程度の日数であるが、この数字を利用すると、橘清仲は発令の日から約二〇〇日以内に豊前国に着任しなければならないことになる。「河尻辺」が現在のどこかは不明だが、八月に赴任途中で死去したことから、橘清仲の豊前國着任の時期は、「延喜交替式」（内外官交替式）の規定に大きくずれてないことがわかる。これが平安時代の国守着任の実体であったのだろう。

(2) 平置（景）忠

「兵範記」では「豊前權守・景忠」、『山槐記』では「豊前權守・量忠」とあり、「景」と「量」との違いがみられる。原本の確認の必要がある。

(3) 源長定

「山槐記」と「兵範記」により源長定を整理すると次のようになる。

久寿三年正月二十七日豊前守源長定（山）

“ “ 二十八日 “ “ （兵）

保元元年正月二十七日 “ 源長宣（山除目部類）

保元二年十月二日 “ 源長定（兵）

保元三年八月十一日 豊前守源長定（兵）

“ 四年二月二日 “ “ （山）

応保元年十一月四日 伊賀守長定（山）

“ 十二月三日 “ “ （山）

このように『山槐記』『平範記』によると、源長定は保元元年（一一五六年）正月二十八日から保元四年二月二日まで豊前守であったことがわかる。しかし、前掲二つの日記は彼が京都で行動していることを記しており、豊前国には赴任していない。

〔14〕賀茂縣主立長

『類聚国史』や『日本逸史』によると、播磨介・備前介・備中介・筑前介・筑後守・肥前介・肥後守・豊前介（賀茂立長）等西國の国守や介に伴因の教化をさせている。伴因政策の一端をのぞくことができる。

〔15〕介山代宿禰氏益・御野宿禰清庭・長岑宿禰秀名、権掾丹墀真人時水

『続日本後紀』によると、山代宿禰氏益は承和十年（八四三）正月十二日外從五位下で豊前介に任官するが一か月後の二月十日には山城介になり、同日外從五位下御野宿禰清庭が豊前介に任命されているので、山代宿禰氏益の介在任期間は短い。次の御野宿禰清庭のあと、同十一年九月六日には從五位下長岑宿禰秀名、同十二年正月一日外從五位下津宿禰良友が豊前介に任命されている。山代氏益・御野清仲・長岑秀名の介在任期間は極めて短く、豊前国に下向したとは考えられない。しかも、この時の国守和氣朝臣伸世は勘解由長官と兼任であり、赴任してないと思われる。では守も介も赴任してない豊前国

の行政の実務は誰が行っていたのだろうか。國守和氣仲世が任命された後、承和九年七月二十六日丹墀真人時水が豊前権掾に任命された。そして「続日本後紀」同十二年八月二日条には「召_レ豊前権掾從五位下丹墀真人時水令_レ入_レ京」とあり、彼が豊前國に在國していたことがわかる。従五位下という位階で、真人の姓を有する権掾であれば、守・介に代わって豊前國を支配する迫力は十分にあるはずである。権官であるのが気になるがこの時の実務はこの丹墀時水が行っていたのであろう。

(16) 当野伊美吉（忌寸）平麻呂

天安元年（八五七）八月十六日豊前介になり（「文德実錄」）、二年後の貞觀元年三月二十二日には豊後介になる（「三代実錄」）。

(17) 三善知行

「兵範記」は豊前介であるが、「山槐記」の除目部類では豊前権介になっている。「大日本史」は介として扱っている。

(18) 源朝臣兼盛

「史籍集覽」（除目大成抄以下「除目大成抄」という）によると、承安四年（一一七四）四月の臨時の除目で筑後介に任じられるが、任符を提出せず因幡か豊前介を望んだとある。

(19) 清原助忠・中原朝臣盛康

「除目大成抄」によると、治承二年（一一七八）六月の臨時の除目で豊前介に任じられたが、病氣のため赴任しなかったので中原朝臣盛康が豊前の介になつたとある。

(20) 清原實俊

「吾妻鏡」文治五年（一一八九）九月十四日条によると、頼朝が奥州羽州両国の省帳田文等を提出させようとしたが、焼失していたため「奥州住人豊前介實俊并弟橘藤五實昌。申_レ存_レ故質_レ之間。被_レ召出_レ。令_レ間_レ子細_レ給_レ」とあり、清原實俊が豊前介の官職を持っていたことがわかる。そして、同二十三日の条で平泉巡礼の時「豊前介為_レ案内_レ」とある。清原實俊が

豊前国に在国していたとは考えられない。また、二年後の建久二年正月十五日の条に、頼朝が政所別当以下の組織作りをした時、公事奉行人の中に前豊前介清原真人實俊とあり、名目だけの豊前介の在任期間があつたことを示している。赴任はないが、豊前介の官職が有効であったことをうかがわせる。

②国前守利

「宮寺縁事抄」によると、寛平元年（八八九）十二月二十六日、大宰大式藤原朝臣保則等が八幡宇佐宮行事例四九か条を定めた。それを寛平七年十一月十七日豊前国司が施行した。その署名者が「守藤原朝臣会・介藤原・掾藤原・権掾国前守利・大目紀」となっている。この中で権掾国前守利の名前が注目される。かつて国東半島を支配した國前國造を思いうかべる姓である。また、「天平九年 豊後國正税帳」球珠郡条には「領外正八位下勲九等國前臣龍麿」とあり、國前氏は奈良時代には郡司に任せられている。その後平安時代には前掲「宮寺縁事抄」の史料を信じれば、権掾ではあるが国司となっている。かつての国造系氏族が奈良・平安時代まで生き残った例としてみたい。大目である紀という姓もかつて国東半島に勢力をふるった豪族である。守藤原会の名は「尊卑分脈」には藤原房前五男魚名の家系に一人いる。ただ、この史料はもう少し検討する必要があるようである。

③依智秦宿禰兼倫

「除目大成抄」によると、長保三年（一一〇〇）の臨時の除目で三船正利が豊前掾に任せられたが病気で任符を賜わらなかつたので、豊前掾を望んだ依智秦宿禰兼倫が豊前掾になつたとある。

④大石林継也

「三代実録」によると、元慶四年（八八〇）四月八日大膳史生矢田部氏永が書類をごまかし淡路国塩代五〇斛を着腹したことにより連坐して九人が左遷される。その中の一人に、中務少録從七位下大石林継也がおり、翌年三月八日豊前権大目に左遷されている。